

## 福岡地方裁判所委員会（第42回）議事概要

### 1 開催日時

平成28年5月27日（金）午後3時00分から午後4時30分まで

### 2 場所

福岡地方裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員）

木村元昭委員長，志村英生副委員長，貝阿彌千絵子委員，川北哲義委員，小林康夫委員，竹島史浩委員，田中利美委員，藤尾順司委員，宮崎優介委員，森村純子委員，山口朋宏委員（委員長・副委員長以外の委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

町田政弘事務局長，高津佐邦弘民事首席書記官，杉浦宏明刑事首席書記官

（福岡簡易裁判所）

榎下義康裁判官，綿森明男裁判官，西坂幸也首席書記官，香月真也訟廷管理官，山田美佐訟廷副管理官，田中祐次主任書記官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

吉岡誠総務課長，安部誠総務課課長補佐

### 4 議事（□：委員長，△：副委員長，○：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所）

#### (1) 議事概要について

◎ 前回（第41回）の議事概要を見ていると発言した内容が記載されていない部分がある。具体的には，①委員長選任の際の委員会規則の配布をしてはどうかという点（※）と，②次回テーマの際の裁判所新庁舎問題についても議論したほうがよいのではないかという点である。

また，全国的に見ても議事概要の事前確認が行われている地家裁委員会がほとんどのようであるので，同様に，発言した委員に対し，発言内容を確認

した上で議事概要を作成していただきたい。

◇ 検討させていただきたい。

※第41回の委員会において、同規則を書面で各委員に配布した。

(2) 「簡易裁判所における交通訴訟事件（物損）の審理について」

（綿森明男裁判官から、簡易裁判所における交通訴訟事件（物損）の審理について説明した上で、意見交換を行った。）

△ 交通事故が発生した場合、まずは当事者双方が加入している保険会社の担当者同士が示談交渉を行うが、話がまとまらなかったときに、弁護士特約を利用した場合は、そのまま弁護士によって訴訟が提起されるのか。それとも、自分で訴え提起をしないといけないのか。

◇ 保険会社の弁護士特約を利用した場合は弁護士が代理人となって訴訟を提起している事件が多いかと思う。

△ 例えば1対9とか2対8というように、当事者がよく分からないうちに過失割合が決まって示談が進んでいるような気がするが、そのような示談による件数は、訴え提起の件数には含まれていないのか。

◎ 過失相殺が問題になる事案において、保険会社の交渉で何対何というような提案がされ当事者同士で言い分に食い違いがあるような場合であっても、話し合いを重ねた結果、裁判外で示談が成立することもある。保険会社で話が見つからない場合は、保険会社の弁護士特約を利用して弁護士に依頼して示談を行うことになり、それでも話が見つからない場合は、裁判をすることが多いかと思う。弁護士の関与率が増えているのは、おそらく保険会社の弁護士特約を利用して、当事者同士で話が見つからないので裁判をしてくださいという依頼者の要望が反映されているのではないかと思う。

◎ 交通事故の数は裁判になっている数より圧倒的に多いので、裁判外で示談解決しているものが圧倒的に多いと思う。

△ 裁判外での示談解決は、訴訟手続での示談には含まれていないということ

か。

- ◎ そうである。裁判所を利用しないで解決している事案が圧倒的に多いと思う。最近では、車の保険を契約する際に、弁護士特約を付けていることが多い。そうすると、弁護士費用を気にせずに弁護士を利用することができるので、弁護士に委任して裁判になることが増えたのだと思う。昔であれば、弁護士費用を考慮するため10万円以下の物損事故はあまり裁判にはならなかった。ところが、弁護士特約を付けるようになってからは、保険会社が弁護士費用を負担するので、60万円を超える事件では99%というように、弁護士が代理人になることが多くなったと思われる。

簡易裁判所における物損事故をめぐる訴訟が従来に比べると長期化しているので、迅速化を図るために、最高裁がプロジェクトチームを立ち上げて、秋ごろまでに審理のモデルを作成すると報道された。福岡簡裁の取組みも先進的な取組みだと思うので、最高裁から照会等があった場合には、この取組状況を積極的に回答していただきたい。

- ◇ 今年の秋ごろまでにモデル記録とモデル判決を公表するように聞いている。また、訴訟運営についてもこういった事案ではこのようにしたらよいというような工夫例も多数作成するように聞いている。
- △ ドライブレコーダーやスマートフォンなどで撮影した記録がどこまで証拠として認められるのか。最近のスマートフォンなどではGPS機能付きのものや時系列的に撮影できるものもあるので、車や周りの道路状況なども撮っておくと後に証拠として認められるのか。
- ◇ 事故の時の写真はある程度の客観的な証拠にはなるが、細かい車の傷の位置などが問題になるときもあるので、スマートフォンの写真でそこまで分かるかどうかは分からない。
- △ 事故が発生した場合、他の車の邪魔になると思って、場所を移動することが多いかと思うが、そのような場合でも事故の状況等を撮っておいた方がよ

いか。

- ◇ 実際に役立つ場合もあるかもしれないが、事故の直後の場所と違った場所で撮影するなどした場合は役に立たないかもしれない。
- ◇ 事故後にスマートフォンで撮った写真があったが、事故後に場所を移動した後の写真だったので、間接証拠にならなかったものもある。
- △ 事故後は、現場の保存よりも車を移動したり、警察に通報するなどしてある程度落ち着いてから写真を撮るので、お互いの主張が異なってくる場合もあるのではないかと。撮れるものであれば事故後すぐに写真を撮っていた方がいいのか。
- ◇ どちらの車が寄ってきたかということが問題になっていた事案で、事故後すぐに撮影された写真が事故態様の判断に役に立った事案もあった。
- 簡裁に比べて地裁における交通事故の審理はどうか。
- ◇ 訴えを提起する前の示談交渉ができない事案が簡裁に訴えられて、簡裁で審理する中で和解を試みてもできなかった事案が判決になり、その判決に不服を持った当事者が控訴して地裁で審理することになる。地裁で審理する簡裁の控訴事件は、簡裁の交通事故の事件の中でも困難な事件であり、地裁でも簡裁同様の悩みを抱えていて、なかなか話し合いによる解決が難しいという印象を持っている。

ただし、交通事故による訴訟は、一般的に話し合いによる解決が多いと言われている。その理由としては、事故態様による過失割合がある程度の基準で決まっているからである。たとえば、交差点で四輪車同士が衝突した場合や、四輪車とバイクが衝突した場合など、事故の態様によってある程度の過失割合が決まっている。また、保険の加入率が高く、損害賠償金の支払も個人ではなく保険により支払ができるので、支払能力も問題にはならない。とはいえ、実際に和解で解決することは難しい状況であり、それは多くの事故で証拠が少ないことや、当事者の権利意識が高くなっていることから弁護士

特約を利用して弁護士に委任して徹底的に争いたいという意識があることなどが原因かと思われる。

裁判所に提起される事件も時代によって変わってきている。以前、過払金請求事件が多かった時期は、過払金事件の迅速な処理について検討して協議していた。最近はこのように交通事故の事件が増えてきているので、それに対応するために検討しているところだと思う。

- ◎ 最近事件が増えてきているのは、弁護士特約を付ける割合が増えてきたことと同時に、一般論として任意保険の加入率も増えてきて、当事者同士ではなく保険会社の代理人が交渉していることも原因かと思われる。また、弁護士費用の心配がなければ、裁判所の判断を望む当事者が多いので、事件が増えてきていると思う。訴訟をする場合、交通事故は不法行為なので、不法行為の日から法定利息による損害金が付加される。弁護士としては、裁判所から和解を勧める場合は、その部分を考慮した和解を勧めていただきたいと思っている。
- 訴額が140万円を超えると地裁での審理になるとのことだが、今後、簡裁に提起される訴訟を増やそうとするのであれば、訴額を上げるというような動きはあるのか。
- ◇ 以前、簡裁における事物管轄は90万円以下であったが、140万円以下に上がった。また、少額訴訟の事物管轄も以前は30万円以下であったが、60万円以下に上がった経緯がある。今のところ、事物管轄が上がるという情報には接していない。
- ◎ 個人的には、事物管轄が上がっても、弁護士に委任することは変わらないと思う。弁護士会としては、簡裁の事物管轄が90万円以下から140万円以下に上がった際に、簡裁では認定司法書士が訴訟代理人となれることから、弁護士の職域の問題から反対したことがあったので、仮に事物管轄が上がる場合には弁護士会は反対する可能性がある。

◎ どのような場合に，当事者同士が納得して和解をするのか教えていただきたい。

◇ 交通事故の訴訟について，裁判所から和解を勧める場合には，判決だところのような内容になるということを念頭において和解を勧めている。

◎ 依頼者によっても説得の仕方が異なり，依頼者の性格を見ながら説得している。依頼者が感情的になっている場合は難しい。最初に依頼を受けるときにある程度の見通しや過失相殺について説明しているが，その説明に納得している依頼者は裁判所からの和解案に応じる場合が多いかと思う。

(3) 次回委員会（第43回）の予定

ア 日時

未定

イ テーマ

裁判所における広報について

◎ 次回以降のテーマの決定方法について，各委員はそれぞれの専門分野等の関係で裁判所の問題で関心を持っておられるようなこともあるであろうから，各委員にテーマについてアンケートをとって見たらよいのではないかと考える。

◇ アンケートによる方法を検討したい。

以 上